

平成21年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

県民文化生活部

（注） 1、 2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
県民文化課	希望が丘文化公園施設整備事業	希望が丘文化公園の施設整備を委託	平成21年8月6日	(財)滋賀県文化振興事業団	24,500,000	下記理由により、当該施設の指定管理者である(財)滋賀県文化振興事業団以外に業務を請け負う能力を有するものが存在しない。 ・施設整備の状況を熟知している必要がある。 ・委託内容が、施設の管理運営業務と密接に関わる。	2号	3イ
県民活動課	公募提案型ふるさと雇用再生事業委託	雇用創出および地域再生を図る業務。	平成21年9月1日	NPO法人保育所あいアイランド	5,609,000	県内のNPOから応募のあった中から、審査会で採用された団体に対して委託するものであるため、契約内容に代替性がない。	2号	4
県民活動課	公募提案型ふるさと雇用再生事業委託	雇用創出および地域再生を図る業務。	平成21年9月1日	特定非営利活動法人NPO子どもネットワークセンター天気村	7,457,000	県内のNPOから応募のあった中から、審査会で採用された団体に対して委託するものであるため、契約内容に代替性がない。	2号	4
県民活動課	公募提案型ふるさと雇用再生事業委託	雇用創出および地域再生を図る業務。	平成21年9月1日	特定非営利活動法人アイコラボレーション	5,796,000	県内のNPOから応募のあった中から、審査会で採用された団体に対して委託するものであるため、契約内容に代替性がない。	2号	4